

平成 30 年 11 月

第 4 回稲城市議会定例会議案

(11 月 28 日開会
月 日閉会)

氏 名

稲城市告示第84号

平成30年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成30年11月21日

稲城市長 高橋 勝 浩

記

- 1 期日 平成30年11月28日
- 2 場所 稲城市議会議場

平成30年第4回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第54号議案 稲城市住居表示に関する条例
- 第55号議案 稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例
- 第56号議案 稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 第57号議案 稲城市病院事業の債権の管理に関する条例
- 第58号議案 稲城市住所整理審議会条例
- 第59号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第60号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第61号議案 稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例
- 第62号議案 稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第63号議案 平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）
- 第64号議案 平成30年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第65号議案 平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 第66号議案 平成30年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第67号議案 平成30年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第68号議案 東京都三市収益事業組合規約の一部を変更する規約

- 第69号議案 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）請負契約
- 第70号議案 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）請負契約
- 第71号議案 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）請負契約
- 第72号議案 稲城市道路線の廃止について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・29路線）
- 第73号議案 稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・17路線）
- 第74号議案 いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について
- 第75号議案 稲城市立公園の指定管理者の指定について
- 第76号議案 稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について
- 第77号議案 稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について

第54号議案

稲城市住居表示に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

住所整理事業の進捗を図るため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定により稲城市住居表示に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市住居表示に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第4条及び第8条第2項の規定に基づき、稲城市の区域内における住居表示に関して必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに、関係人に通知しなければならない。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として市長が別に定めるものを新築した者は、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号を付し、又は従来住居番号を変更し、若しくは廃止するように市長に申し出ることができる。

3 市長は、第1項の規定による届出若しくは前項の規定による申出があったとき、関係人若しくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、又は実態調査等により住居番号を付し、変更し、若しくは廃止する必要があることを知ったときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号を付し、変更し、又は廃止したときは、直ちに関係人にその旨を通知しなければならない。

(住居番号の表示)

第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、当該建物その他の工作物に係る次に掲げる場所において、それぞれ住居番号を通行人から見やすい場所に表示しなければならない。

(1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口付近

(2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接していない場合は、当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が当該道路に接する付近

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が住居番号の表示が必要と認める場所

2 前項の表示の様式は、市長が別に定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第55号議案

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市病院事業について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市病院事業管理者の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 稲城市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費については、この条例の定めるところによる。

(給与)

第2条 管理者の受ける給与は、給料及び期末手当とする。ただし、管理者が医師である場合においては、給料並びに期末手当及び特殊勤務手当とする。

(給料)

第3条 管理者の給料の額は、月額777,000円とする。ただし、管理者が医師である場合においては、次の表に掲げる号給及び給料月額のうちから、その医師としての経歴、経験年数等を考慮して市長が定める額とする。

号給	給料月額
1	800,000円
2	850,000円
3	900,000円
4	950,000円
5	1,000,000円
6	1,050,000円
7	1,100,000円
8	1,150,000円

(期末手当)

第4条 管理者の期末手当は、6月及び12月に支給する。

2 前項の期末手当の額は、6月に支給する分及び12月に支給する分のそれぞれについて、給料の月額及び当該月額に稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号。第6条において「特別職給与条例」という。）

第4条第2項の加算割合を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額とする。

(特殊勤務手当)

第5条 管理者の特殊勤務手当の額は、稲城市病院事業企業職員のうち医師であるものの受ける特殊勤務手当の例による。

(旅費)

第6条 管理者が職務のため旅行するときは、旅費を支給する。この場合において、管理者に対し支給する旅費の種類及び額については、特別職給与条例第3条及び別表第2の規定を準用する。

(支給方法及び支給条件)

第7条 この条例に定めるもののほか、管理者の受ける給与及び旅費の支給方法及び支給条件については、市長、副市長及び教育長の受ける給与及び旅費の例による。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。この場合において、この条例の施行以後に管理者の権限に属することとなる事項は、市長が行う。

第56号議案

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市病院事業について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、同法第38条第4項の規定により、稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、稲城市病院事業企業職員（常時勤務を要する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 企業職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。

3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当並びに災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）とする。

(給料表)

第3条 稲城市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、企業職員の給料の決定に当たり、その職務の種類に応じ必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 前項の給料表においては、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けるとともに、当該職務の級及び当該号給ごとに、給料額を定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(給料の調整額)

第4条 管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された企業職員に対し、支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある全ての企業職員に対し、支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく、主としてその企業職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当は、管理職手当の支給を受ける企業職員のうち管理者が指定するものには、支給しない。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の職にある企業職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものに対し、支給する。

(地域手当)

第8条 企業職員には、民間における賃金、物価等に関する事情を考慮して、地域手当を支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である企業職員のうち、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額15,000円以上の家賃（使用料を含む。）を支払っている企業職員で、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（病院の施設又はこれに準ずる施設に居住する者その他管理者が指定する者を除く。）又はこれに準ずる企業職員に対し、支給する。

2 住居手当は、管理職手当の支給を受ける企業職員には、支給しない。

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮するこ

とが適当でないと認められるものに従事する企業職員に対し、支給する。

(時間外勤務手当)

第11条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた企業職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当は、管理職手当の支給を受ける企業職員には、支給しない。

(休日勤務手当等)

第12条 企業職員には、正規の勤務日が休日（稲城市の休日を定める条例（平成元年稲城市条例第16号）第1条第1項の市の休日をいう。以下同じ。）であるときも、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた企業職員に対し、当該勤務した全時間について支給する。ただし、管理者が代休日（当該休日に代わる日をいう。）を指定した場合であって、かつ、当該代休日に勤務しなかったときは、支給しない。

3 休日勤務手当は、管理職手当の支給を受ける企業職員には、支給しない。

(夜間勤務手当)

第13条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた企業職員に対し、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当は、管理職手当の支給を受ける企業職員には、支給しない。

(宿日直手当)

第14条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた企業職員に対し、当該勤務の回数に応じて支給する。ただし、5時間以内の勤務については、その2分の1の額とする。

2 宿日直手当を支給する勤務については、第11条第1項、第12条第2項及び前条第1項の規定は、適用しない。

(期末手当)

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらを「基準日」という。）にそれぞれ在職する企業職員に対し、支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当するに至って同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した企業職員で管理者が定める

ものについても、同様とする。

(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する企業職員に対し、勤務成績に応じて支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当するに至って同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した企業職員で管理者が定めるものについても、同様とする。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料道路等を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする企業職員及びこれ以外の企業職員であって通勤のため自転車等の交通の用具を使用することを常例とするものに対し、支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける企業職員に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。ただし、管理者が代休日（当該各号に掲げる日又は時間に代わる日をいう。）を指定した場合であって、かつ、当該代休日に勤務しなかったときは、支給しない。

- (1) 当該企業職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。次号において同じ。）又は休日に勤務した場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

(災害派遣手当等)

第19条 災害派遣手当等は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定により稲城市病院事業に従事するために派遣された職員が、その住所又は居所を離れた場所に滞在することを要する場合に支給する。

(給与の減額)

第20条 企業職員が勤務しないときは、当該勤務しないことにつき次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該企業職員に対して支給する給与の額から、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減ずるものとする。

(1) 当該勤務しない日が休日である場合

(2) 企業管理規程に定めるところにより休暇を承認され、勤務しなかった場合

(3) 当該勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき管理者の承認があった場合

(休職者の給与)

第21条 企業職員が休職にされたときは、管理者が定める給与を支給することができる。

(育児休業等の承認を受けた企業職員の給与)

第22条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業中の企業職員には、その育児休業の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(非常勤職員及び臨時的任用職員の給与)

第23条 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的に任用される職員に対する給与は、企業職員の給与との権衡を考慮して、管理者が別に定める。

(再任用職員についての適用除外)

第24条 第5条、第6条及び第9条の規定は、再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。この場合において、この条例の施行以後に管理者の権限に属することとなる事項は、市長が行う。

(稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号中「4級である職員」の次に「（以下この条において「別表第1等4級職員」という。）」を加え、「診療科部長、健診科長若しくは副参事の」を「その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等4級職員に相当する職員として市規則で定める」に改める。

第15条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第18条第2項の表1中「5級である職員」の次に「（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）」を加え、「院長、副院長、診療部長、健診センター長若しくは参事の」を「その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める」に改める。

(稲城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 稲城市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年稲城市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第2項とする。

第3条第1項中「から別表第3まで」を「又は別表第2」に、「を支給する」を「の額とする」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

第57号議案

稲城市病院事業の債権の管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市病院事業について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第2項の規定に基づき、稲城市病院事業として管理すべき債権の基本的事項を定めるため、稲城市病院事業の債権の管理に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市病院事業の債権の管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、稲城市病院事業（以下「病院事業」という。）の債権の管理に関する基本的事項を定めることにより、もってその適正を期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、金銭の給付を目的とする稲城市（以下「市」という。）の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の歳入に係る債権を除く。）であって、病院事業における診療、診断書の交付等に関するものについて適用する。

(管理者の責務)

第3条 稲城市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、法令及び市の条例、規則、規程等の定めに従い、病院事業における債権の適正な回収に努めなければならない。

(台帳の整備)

第4条 管理者は、病院事業の債権の管理に必要な事項を記録した台帳を備え付けなければならない。

(債権の放棄)

第5条 管理者は、病院事業の債権が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該債権（これに係る遅延利息、遅延損害金等の債権を含む。）を放棄することができる。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について民法（明治29年法律第89号）第922条の限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につき

その責任を免れたとき。

- (4) 債務者が無資力又は著しい生活困窮の状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認められる場合であって、弁済の見込みがないとき。

（委任）

第6条 この条例に規定するもののほか、病院事業における債権の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

第2条 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。この場合において、この条例の施行以後に管理者の権限に属することとなる事項は、市長が行う。

第58号議案

稲城市住所整理審議会条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

住所整理事業の進捗を図るため稲城市町界町名地番整理審議会を稲城市住所整理審議会に改組することに伴い、稲城市町界町名地番整理審議会条例の全部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市住所整理審議会条例

稲城市町界町名地番整理審議会条例（昭和60年稲城市条例第20号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 稲城市の区域内における住所整理事業の進捗を図るため、稲城市住所整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 町又は字の区域の新設、変更及び廃止に関すること。
- (2) 町又は字の名称に関すること。
- (3) 地番の整理に関すること。
- (4) 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が住所整理事業の実施に当たり必要と認める事項

（組織及び委員）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 稲城市の区域を所轄する官公署の職員
- (2) 住所整理事業を実施する地区の法人及び個人を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、前条第2項第2号の規定により委嘱された委員

の任期は、その地区に係る諮問があつた事項の審議が終了し、及び答申をするまでの期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のために職務を執行し難いと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 稲城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表中「町界町名地番整理審議会」を「住所整理審議会」に改める。

第59号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表以外の部分中「6箇月」を「6か月」に改め、同項の表1中「100分の120」を「100分の127.5」に、「100分の135」を「100分の127.5」に、「100分の100」を「100分の107.5」に、「100分の115」を「100分の107.5」に、「100分の90」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の97.5」に改め、同項の表2中「6箇月」を「6か月」に、「5箇月」を「5か月」に、「3箇月」を「3か月」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

第19条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項後段中「100分の95」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の122.5」に、「100分の125」を「100分の132.5」に、「100分の45」を「100分の47.5」に、「100分の55」を「100分の57.5」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の132.5」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の部1の項から45の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	141,300	199,100	224,800	284,000	492,200
2	142,300	200,900	226,700	286,400	494,600
3	143,400	202,700	228,600	288,800	497,100
4	144,500	204,600	230,500	291,100	499,400
5	145,600	206,400	232,500	293,400	501,800
6	146,700	208,200	234,400	295,800	504,100
7	147,800	210,000	236,300	298,200	506,500
8	148,900	211,900	238,300	300,500	508,900

9	149,900	213,800	240,300	302,900	
10	150,900	215,600	242,300	305,400	
11	152,000	217,400	244,300	307,800	
12	153,100	219,300	246,300	310,300	
13	154,200	221,300	248,300	312,700	
14	155,500	223,200	250,400	315,200	
15	156,800	225,000	252,500	317,700	
16	158,100	226,900	254,600	320,100	
17	159,500	228,900	256,800	322,600	
18	161,700	230,800	259,000	325,200	
19	163,900	232,600	261,200	327,900	
20	166,200	234,500	263,400	330,500	
21	168,500	236,500	265,600	333,100	
22	170,400	238,400	267,800	335,800	
23	172,300	240,200	270,000	338,500	
24	174,200	242,100	272,200	341,200	
25	176,100	244,100	274,500	343,900	
26	178,100	246,000	276,800	346,600	
27	180,100	247,800	279,100	349,300	
28	182,100	249,700	281,400	352,100	
29	184,100	251,700	283,700	354,900	
30	186,100	253,800	286,000	357,900	
31	188,200	255,800	288,400	360,800	
32	190,300	257,900	290,700	363,700	
33	192,500	259,900	293,000	366,700	
34	194,500	261,800	295,400	369,600	
35	196,400	263,700	297,800	372,400	
36	198,300	265,600	300,100	375,200	
37	200,200	267,400	302,500	377,800	

38	202,000	269,200	304,900	380,400	
39	203,700	271,000	307,300	382,800	
40	205,400	272,900	309,800	385,300	
41	207,100	274,700	312,200	387,800	
42	208,800	276,600	314,600	390,200	
43	210,500	278,400	317,100	392,600	
44	212,200	280,200	319,500	395,000	
45	213,900	282,000	322,000	397,500	

別表第1備考2中「156,100円」を「157,100円」に改め、同表備考3中「182,700円」を「183,700円」に改める。

別表第3再任用職員以外の職員の部1の項から30の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	215,400	319,200	421,200
2	217,800	323,000	424,200
3	220,200	326,800	427,200
4	222,700	330,600	430,100
5	225,200	334,400	433,000
6	227,700	338,300	435,900
7	230,200	342,200	438,700
8	232,700	346,100	441,600
9	235,300	350,000	444,500
10	237,800	353,900	447,300
11	240,300	357,800	450,100
12	242,800	361,700	453,000
13	245,400	365,600	455,900
14	249,100	369,600	458,700
15	252,800	373,600	461,500
16	256,600	377,600	464,200
17	260,400	381,600	466,900
18	264,300	384,500	469,700

19	268,200	387,400	472,500
20	272,300	390,200	475,200
21	276,300	393,000	477,900
22	280,100	395,700	480,600
23	283,800	398,400	483,200
24	287,400	401,100	485,700
25	291,000	403,800	488,300
26	294,500	406,400	490,900
27	298,000	408,900	493,400
28	301,500	411,400	495,800
29	304,900	413,900	498,200
30	308,300	416,400	500,700

別表第4再任用職員以外の職員の部1の項から45の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	141,500	200,900	225,100	284,000	508,900
2	142,600	202,400	227,000	286,400	511,400
3	143,800	203,900	228,900	288,800	514,000
4	145,000	205,500	230,800	291,100	516,500
5	146,200	207,200	232,800	293,400	519,100
6	147,400	208,800	234,800	295,800	521,600
7	148,600	210,500	236,800	298,200	524,100
8	149,800	212,300	238,700	300,500	526,700
9	151,000	214,100	240,600	302,900	
10	152,300	215,900	242,500	305,400	
11	153,600	217,800	244,500	307,800	
12	154,900	219,600	246,600	310,300	
13	156,200	221,400	248,600	312,700	
14	157,500	223,300	250,700	315,200	
15	158,800	225,200	252,800	317,700	
16	160,200	227,100	254,900	320,100	

17	161,700	229,000	257,100	322,600	
18	163,200	230,900	259,200	325,200	
19	164,700	232,700	261,400	327,900	
20	166,200	234,600	263,600	330,500	
21	167,800	236,600	265,800	333,100	
22	170,400	238,600	268,000	335,800	
23	173,000	240,500	270,200	338,500	
24	175,600	242,300	272,400	341,200	
25	178,200	244,200	274,600	343,900	
26	179,900	246,100	276,900	346,600	
27	181,700	248,000	279,200	349,300	
28	183,600	250,000	281,500	352,100	
29	185,500	252,000	283,900	354,900	
30	187,300	254,000	286,300	357,900	
31	189,200	256,000	288,600	360,800	
32	191,200	258,000	290,900	363,700	
33	193,100	260,100	293,200	366,700	
34	195,100	262,000	295,500	369,600	
35	197,200	263,900	297,900	372,400	
36	199,300	265,700	300,300	375,200	
37	201,200	267,500	302,700	377,800	
38	202,900	269,300	305,100	380,400	
39	204,500	271,200	307,500	382,800	
40	206,000	273,000	309,900	385,300	
41	207,500	274,900	312,300	387,800	
42	209,100	276,800	314,700	390,200	
43	210,700	278,600	317,100	392,600	
44	212,300	280,400	319,500	395,000	
45	214,000	282,200	322,000	397,500	

別表第5再任用職員以外の職員の部1の項から45の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	153,700	202,600	226,300	275,100	508,900
2	155,100	204,100	228,200	277,300	511,400
3	156,500	205,700	230,100	279,500	514,000
4	157,900	207,300	232,000	281,700	516,500
5	159,300	209,000	234,000	284,000	519,100
6	160,700	210,600	235,900	286,400	521,600
7	162,200	212,200	237,800	288,800	524,100
8	163,700	213,800	239,800	291,100	526,700
9	165,100	215,500	241,800	293,400	
10	166,600	217,100	243,800	295,800	
11	168,100	218,700	245,800	298,200	
12	169,500	220,300	247,800	300,500	
13	171,000	222,000	249,800	302,900	
14	172,600	223,800	251,800	305,400	
15	174,200	225,600	253,800	307,800	
16	175,800	227,400	255,800	310,300	
17	177,400	229,300	257,800	312,700	
18	179,000	231,100	259,800	315,200	
19	180,600	232,900	261,900	317,700	
20	182,200	234,800	264,000	320,100	
21	183,800	236,700	266,200	322,600	
22	185,500	238,700	268,300	325,200	
23	187,400	240,600	270,500	327,900	
24	189,300	242,500	272,700	330,500	
25	191,000	244,300	274,900	333,100	
26	192,500	246,100	277,100	335,800	
27	194,000	248,000	279,300	338,500	
28	195,500	250,000	281,500	341,200	

29	196,900	252,100	283,800	343,900	
30	198,400	254,100	286,100	346,600	
31	199,900	256,100	288,500	349,300	
32	201,400	258,200	290,900	352,100	
33	202,900	260,400	293,200	354,900	
34	204,400	262,300	295,500	357,900	
35	205,900	264,100	297,900	360,800	
36	207,400	266,000	300,200	363,700	
37	208,900	267,800	302,600	366,700	
38	210,400	269,600	305,000	369,600	
39	211,900	271,400	307,400	372,400	
40	213,500	273,300	309,900	375,200	
41	215,000	275,100	312,300	377,800	
42	216,500	277,000	314,700	380,400	
43	218,000	278,800	317,200	382,800	
44	219,500	280,600	319,600	385,300	
45	221,100	282,400	322,100	387,800	

別表第6 再任用職員以外の職員の部1の項から45の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	141,300	199,100	224,800	284,000	508,900
2	142,300	200,900	226,700	286,400	511,400
3	143,400	202,700	228,600	288,800	514,000
4	144,500	204,600	230,500	291,100	516,500
5	145,600	206,400	232,500	293,400	519,100
6	146,700	208,200	234,400	295,800	521,600
7	147,800	210,000	236,300	298,200	524,100
8	148,900	211,900	238,300	300,500	526,700
9	149,900	213,800	240,300	302,900	
10	150,900	215,600	242,300	305,400	
11	152,000	217,400	244,300	307,800	

12	153,100	219,300	246,300	310,300	
13	154,200	221,300	248,300	312,700	
14	155,500	223,200	250,400	315,200	
15	156,800	225,000	252,500	317,700	
16	158,100	226,900	254,600	320,100	
17	159,500	228,900	256,800	322,600	
18	161,700	230,800	259,000	325,200	
19	163,900	232,600	261,200	327,900	
20	166,200	234,500	263,400	330,500	
21	168,500	236,500	265,600	333,100	
22	170,400	238,400	267,800	335,800	
23	172,300	240,200	270,000	338,500	
24	174,200	242,100	272,200	341,200	
25	176,100	244,100	274,500	343,900	
26	178,100	246,000	276,800	346,600	
27	180,100	247,800	279,100	349,300	
28	182,100	249,700	281,400	352,100	
29	184,100	251,700	283,700	354,900	
30	186,100	253,800	286,000	357,900	
31	188,200	255,800	288,400	360,800	
32	190,300	257,900	290,700	363,700	
33	192,500	259,900	293,000	366,700	
34	194,500	261,800	295,400	369,600	
35	196,400	263,700	297,800	372,400	
36	198,300	265,600	300,100	375,200	
37	200,200	267,400	302,500	377,800	
38	202,000	269,200	304,900	380,400	
39	203,700	271,000	307,300	382,800	
40	205,400	272,900	309,800	385,300	

41	207,100	274,700	312,200	387,800	
42	208,800	276,600	314,600	390,200	
43	210,500	278,400	317,100	392,600	
44	212,200	280,200	319,500	395,000	
45	213,900	282,000	322,000	397,500	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第18条第2項の表1の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第3から別表第6までの改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(特例措置)

第2条 平成30年12月に支給する勤勉手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の110」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の130」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成30年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第60号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

都市計画税の税率を0.27パーセントとする特例措置を平成31年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

付則第25条中「平成30年度分」を「平成31年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例付則第25条の規定は、平成31年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第61号議案

稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第56号）の施行等に伴い、稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市小口事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例

稲城市小口事業資金融資あっせん条例（平成7年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」及び「の一部」を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「備えていなければならない」を「備える者とする」に改め、同項第2号中「同一」を「にわたり同一の」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 市税が賦課され、かつ、これを滞納していないこと。ただし、市税が賦課されないことにつき市長が認める者を除く。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 法人（規則で定める者を除く。）については、貸付金に係る連帯保証人（当該法人の代表者その他市長が認める者に限る。）を有すること。

第3条第2項中「もので前項各号に掲げる」を「者であって、前項の」に、「備えている」を「備える」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「備えていなければならない」を「備える者とする」に改め、同項第1号中「に規定する」を「の」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「1年以上」の次に「にわたり」を加え、同項第4号中「に掲げる要件を備えている」を「の規定に該当する」に改める。

第5条中「第4条第3項」を「前条第3項」に、「当該信用保証料の一部」を「当該債務保証に係る信用保証料」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の稲城市小口事業資金融資あっせん条例第2条、第3条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後になされた同条例第8条の規

定による融資あっせんの申請について適用し、同日前になされた融資あっせんの申請については、なお従前の例による。

第62号議案

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市病院事業について地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、同法第2条第3項の規定により、稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年稲城市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「病院事業」を「稲城市病院事業（以下「病院事業」という。）」に改める。

第3条を削る。

第2条第2項第13号を次のように改める。

(13) 脳神経内科

第2条第2項に次の2号を加える。

(21) 病理診断科

(22) 乳腺外科

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定により、病院事業に財務規定等を除く法の規定を適用する。

第6条を削る。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2第8項」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「限る。）」の次に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（組織）

第4条 法第14条の規定に基づき、稲城市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、稲城市立病院を置く。

第7条の見出し中「寄付」を「寄附」に改め、同条中「関し」を「関し、」に、「基づき、」を「より」に、「寄付」を「寄附」に改める。

第8条の見出し中「作成」を「提出等」に改め、同条第1項中「市長は、病院事業に関し」を「管理者は、」に、「毎事業年度」を「毎年」に、「業務」を「病院事業の業務」に、「11月30日」を「同年11月30日」に、「5月31日」を「同年5月31日」に、「作成」を「、市長に提出」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「作成」を「提出」に、「おいては、」を「あつては」に、「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同項第3号中「病院事業」を「、病院事業」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「やむを得ない事故」を「のやむを得ない事由」に、「作成」を「提出」に、「できなかった場合において」を「できないとき」に、「市長」を「管理者」に、「できるだけ」を「当該事由の消滅した後、」に改める。

本則に次の1条を加える。

(医療情報の開示等に関する特例)

第9条 管理者は、病院の診療を受けた者に係る診療録、助産録その他の診療に関する帳簿書類に記録された情報（次項において「医療情報」という。）について、当該診療を受けた者又は当該診療を受けた者の親族若しくは法定代理人（当該診療を受けた者が既に死亡している場合は、当該診療を受けた者の親族又は法定代理人であった者）からその開示を求められたときは、原則として、これに応じなければならない。訂正又は利用停止の求めがあつたときについても、同様とする。

2 管理者は、医療情報の管理について必要があると認めるときは、前項の規定による求め及び開示等の手続を企業管理規程において定めることができる。この場合においては、稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）第2章第1節及び稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）第5章の規定は、適用しない。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても、

行うことができる。この場合において、この条例の施行以後に管理者の権限に属することとなる事項は、市長が行う。

(稲城市立病院の看護職員となるべき者に対する奨学金貸与等に関する条例の廃止)

第3条 稲城市立病院の看護職員となるべき者に対する奨学金貸与等に関する条例(昭和44年稲城市条例第10号)は、廃止する。

(稲城市立病院使用条例の一部改正)

第4条 稲城市立病院使用条例(昭和45年稲城市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「徴収する」を「課する」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「市長」を「稲城市病院事業管理者(以下「管理者」という。)」に、「第2項及び第3項に規定するもののほか、使用料又は手数料の算定基本額を定める」を「前2項に規定のない診療、診断書の交付等であつて特に」に、「実費相当額」を「実費に相当する額」に、「別に定める」を「定めることができる」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 消費税及び地方消費税が課される診療、診断書の交付等 使用者ごとに前3項の算定基本額によって計算した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に定める率及び当該率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に定める率を乗じて得た率の合計に1を加えて得た率を乗じて得た額(当該得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- (2) 消費税及び地方消費税が課されない診療、診断書の交付等 使用者ごとに、前3項の算定基本額によって計算した額

第4条第1項中「これを」を削り、「の使用料については10日目ごとに、退院する者については退院日に、使用料をそれぞれ」を「は、毎月の末日(退院した日の属する月にあつては、当該退院した日)までに、当該月分の使用料及び手数料を」に改め、同条第2項中「とき、これを」を「都度、」に、「者は、定期利用者として」を「者が」に、「する方法により駐車場の使用料を納付することができる」を「した場合については、この限りでない」に改め、同条第3項中「市

長」を「管理者」に改め、同条第4項中「納付した」の前に「前3項の規定により」を加え、「事由」を「その事由」に、「返納」を「還付」に、「市長」を「管理者」に、「ではない」を「でない」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第1号中「稲城市に住所を有する被保護者」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項の被保護者であって現に稲城市の区域内に住所を有する者」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 成人病検診料及び健康診断料であって、管理者が定める期間及び時間に受診したもの

第5条第3号中「これ」を「これら」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「、その他病院の規定に違反し」を削り、同条第3号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、管理者が」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 企業管理規程に違反したとき。

第8条中「市長」を「管理者」に、「、病院」を「病院」に、「若しくは」を「又は」に、「き損」を「毀損」に、「損害」を「これにより生じた損害」に改める。

第10条中「市長」を「管理者」に改める。

別表第1の3の項中「市長」を「管理者」に改め、同表10の項中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第2中「規則で」を「第2条第4項の規定に基づいて算定した額、他の病院又は診療所との均衡その他の事情を考慮した上で、10,000円を限度として管理者が」に改める。

(稲城市職員定数条例の一部改正)

第5条 稲城市職員定数条例（昭和41年稲城市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「及び育児休業」を「、休職、公務災害休業、育児休業及び国、他の地方公共団体その他の団体における研修又は事務従事の場合」に改め、同項の表市長の事務部局の職員の一部病院の職員の項を削り、監査委員の事

務部局の職員の部の次に次のように加える。

稲城市病院事業の職員	357人
------------	------

第2条第2項中「育児休業」を「休職、公務災害休業及び育児休業」に改める。
(稲城市監査委員に関する条例の一部改正)

第6条 稲城市監査委員に関する条例（昭和46年稲城市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、同条第7項又は第235条の2第2項」を「若しくは第7項若しくは第235条の2第2項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項」に、「、監査の」を「監査を行うときは、その」に改める。

第5条第1項中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

(稲城市表彰条例の一部改正)

第7条 稲城市表彰条例（昭和56年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「又は副市長若しくは教育長」を「、副市長、教育長又は稲城市病院事業管理者」に改める。

(稲城市行政手続条例の一部改正)

第8条 稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「並びに同法」を「及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条の企業管理規程を含む。）並びに地方自治法」に、「含む。）をいう」を「いう」に改める。

(稲城市情報公開条例の一部改正)

第9条 稲城市情報公開条例（平成14年稲城市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「消防長」の次に「、稲城市病院事業管理者」を加える。

(稲城市個人情報保護条例の一部改正)

第10条 稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「消防長」の次に「、稲城市病院事業管理者」を加える。

第63号議案

平成 30 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成30年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 194,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,325,824千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		779,894	28,172	808,066
	1 地方交付税	779,894	28,172	808,066
19 繰入金		958,846	△37,720	921,126
	1 基金繰入金	958,846	△37,720	921,126
21 諸収入		733,275	68,002	801,277
	4 雑収入	214,336	68,002	282,338
22 市債		3,022,898	135,808	3,158,706
	1 市債	3,022,898	135,808	3,158,706
歳入合計		35,131,562	194,262	35,325,824

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		318,005	△742	317,263
	1 議会費	318,005	△742	317,263
2 総務費		3,138,375	△4,184	3,134,191
	1 総務管理費	2,493,675	509	2,494,184
	2 徴税費	401,191	△10,905	390,286
	3 戸籍住民基本台帳費	173,208	4,275	177,483
	4 選挙費	33,600	220	33,820
	6 監査委員費	27,363	1,717	29,080
3 民生費		15,076,857	157,016	15,233,873
	1 社会福祉費	4,692,497	133,328	4,825,825
	2 児童福祉費	7,888,505	22,071	7,910,576
	3 生活保護費	2,463,478	1,354	2,464,832
	4 国民年金費	32,152	263	32,415
4 衛生費		2,902,926	△9,944	2,892,982
	1 保健衛生費	1,611,032	△9,944	1,601,088
6 農林費		66,130	△1,759	64,371
	1 農業費	66,130	△1,759	64,371
7 商工費		262,353	△482	261,871
	1 商工費	262,353	△482	261,871

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		4,072,524	47,450	4,119,974
	1 土 木 管 理 費	518,772	△14,611	504,161
	2 道 路 橋 梁 費	1,473,206	9,946	1,483,152
	4 都 市 計 画 費	2,008,462	52,115	2,060,577
9 消 防 費		1,093,335	△1,979	1,091,356
	1 消 防 費	1,093,335	△1,979	1,091,356
10 教 育 費		6,135,472	8,886	6,144,358
	1 教 育 総 務 費	384,349	3,814	388,163
	2 小 学 校 費	1,199,785	160	1,199,945
	3 中 学 校 費	1,907,965	202	1,908,167
	5 社 会 教 育 費	1,049,651	5,074	1,054,725
	6 保 健 体 育 費	1,338,564	△364	1,338,200
歳 出 合 計		35,131,562	194,262	35,325,824

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
観光発信拠点管理運営事業	平成30年度から 平成33年度まで	53,298
稲城市立公園管理運営事業	平成30年度から 平成35年度まで	1,593,851
矢野口コミュニティ防災センター 管理運営事業	平成30年度から 平成35年度まで	4,105
坂浜コミュニティ防災センター 管理運営事業	平成30年度から 平成35年度まで	5,615
百村コミュニティ防災センター 管理運営事業	平成30年度から 平成35年度まで	6,305
長峰コミュニティ防災センター 管理運営事業	平成30年度から 平成35年度まで	9,160
文化センター空調設備改修工事	平成30年度から 平成31年度まで	11,734
稲城市立公園内体育施設 管理運営事業	平成30年度から 平成35年度まで	736,664

第3表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	713,098	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	848,906	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第11款 地方交付税 (補正額 28,172 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	地方交付税	779,894	28,172	808,066		
	1 地方交付税	779,894	28,172	808,066		
					1 地方交付税	28,172
	計	779,894	28,172	808,066		

説 明		
(財政課)		28,172
普通交付税交付額		28,172

第11款 地 方 交 付 税

第19款 繰入金 (補正額 △37,720 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基金繰入金	958,846	△37,720	921,126		
	1 財政調整基金繰入金	876,637	△37,720	838,917		
					1 財政調整基金繰入金	△37,720
	計	958,846	△37,720	921,126		

説 明		
(財政課)		△37,720
財政調整基金繰入金		△37,720

第19款 繰 入 金

第21款 諸収入 (補正額 68,002 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	214,336	68,002	282,338		
	3 雑 入	212,992	68,002	280,994		
					1 雑 入	68,002
	計	733,275	68,002	801,277		

説 明		
(市民課)		4,847
稲城・府中墓苑組合負担金精算金		4,847
(環境課)		63,155
多摩川衛生組合負担金精算金		63,155

第21款 諸 収 入

第22款 市 債 (補正額 135,808 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
	目				区 分	金 額
1	市 債	3,022,898	135,808	3,158,706		
	5 臨時財政対策債	713,098	135,808	848,906		
					1 臨時財政対策債	135,808
	計	3,022,898	135,808	3,158,706		

説 明		
(財政課)		135,808
臨時財政対策債		135,808

第22款 市

債

第2款 総務費 (補正額 △4,184 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	2,493,675	509	2,494,184	0	0	0	0	509
	1 一般管理費	1,780,476	△3,679	1,776,797	0	0	0	0	△3,679
					0	0	0	0	△6,274
					0	0	0	0	2,595
	10 市民協働推進費	64,338	4,188	68,526	0	0	0	0	4,188
					0	0	0	0	4,188
2	徴 税 費	401,191	△10,905	390,286	0	0	0	0	△10,905
	1 税務総務費	314,883	△10,905	303,978	0	0	0	0	△10,905
					0	0	0	0	△10,905
3	戸籍住民基本台帳費	173,208	4,275	177,483	0	0	0	0	4,275
	1 戸籍住民基本台帳費	173,208	4,275	177,483	0	0	0	0	4,275
					0	0	0	0	4,275

節		説 明
区 分	金 額	
2	給 料	△5,758
3	職 員 手 当	2,920
4	共 済 費	△841
		1 人件費 (人事課) △6,274
		2 給料 △7,259
		人事異動等 △7,259
		3 職員手当 1,952
		人事異動等 1,952
		4 共済費 △967
		人事異動等 △967
		15 再任用職員関係費 (人事課) 2,595
		2 給料 1,501
		人事異動等 1,501
		3 職員手当 968
		人事異動等 968
		4 共済費 126
		人事異動等 126
13	委 託 料	4,188
		8 稲城ふれあいの森事業 (児童青少年課) 4,188
		13 委託料 4,188
		ふれあいの森運営等委託 4,188
2	給 料	△4,630
3	職 員 手 当	△3,517
4	共 済 費	△2,758
		1 人件費 (人事課) △10,905
		2 給料 △4,630
		人事異動等 △4,630
		3 職員手当 △3,517
		人事異動等 △3,517
		4 共済費 △2,758
		人事異動等 △2,758
2	給 料	953
		1 人件費 (人事課) 4,275

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3	1 戸籍住民基本 台 帳 費								
4	選 挙 費	33,600	220	33,820	0	0	0	0	220
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	29,560	220	29,780	0	0	0	0	220
					0	0	0	0	220
6	監 査 委 員 費	27,363	1,717	29,080	0	0	0	0	1,717
	1 監 査 委 員 費	27,363	1,717	29,080	0	0	0	0	1,717
					0	0	0	0	1,717
	計	3,138,375	△4,184	3,134,191	0	0	0	0	△4,184

節		区 分	金 額	説 明	
3	職 員 手 当		2,244	2 給料	953
				人事異動等	953
4	共 済 費		1,078	3 職員手当	2,244
				人事異動等	2,244
				4 共済費	1,078
				人事異動等	1,078
3	職 員 手 当		151	1 人件費（人事課）	220
				3 職員手当	151
4	共 済 費		69	給与改定等	151
				4 共済費	69
				給与改定等	69
2	給 料		620	1 人件費（人事課）	1,717
				2 給料	620
3	職 員 手 当		615	人事異動等	620
				3 職員手当	615
4	共 済 費		482	人事異動等	615
				4 共済費	482
				人事異動等	482
第2款 総 務 費					

第3款 民生費 (補正額 157,016 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社会福祉費	4,692,497	133,328	4,825,825	0	0	0	0	133,328
	1 社会福祉総務費	351,471	△1,799	349,672	0	0	0	0	△1,799
					0	0	0	0	△1,799
	3 老人福祉費	201,034	△2,765	198,269	0	0	0	0	△2,765
					0	0	0	0	△2,765
	5 国民健康保険事業費	1,059,943	142,755	1,202,698	0	0	0	0	142,755
					0	0	0	0	459
					0	0	0	0	142,296
	6 介護保険事業費	730,260	△1,388	728,872	0	0	0	0	△1,388
					0	0	0	0	△1,388

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△2	1 人件費 (人事課) △1,799
		2 給料 △2
3 職 員 手 当	△1,689	人事異動等 △2
		3 職員手当 △1,689
4 共 済 費	△108	人事異動等 △1,689
		4 共済費 △108
		人事異動等 △108
2 給 料	△64	1 人件費 (人事課) △2,765
		2 給料 △64
3 職 員 手 当	△1,866	人事異動等 △64
		3 職員手当 △1,866
4 共 済 費	△835	人事異動等 △1,866
		4 共済費 △835
		人事異動等 △835
2 給 料	△208	1 人件費 (人事課) 459
		2 給料 △208
3 職 員 手 当	291	人事異動等 △208
		3 職員手当 291
4 共 済 費	376	人事異動等 291
		4 共済費 376
28 繰 出 金	142,296	人事異動等 376
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課) 142,296
		28繰出金 142,296
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 142,296
2 給 料	△795	1 人件費 (人事課) △1,388
		2 給料 △795
3 職 員 手 当	△483	人事異動等 △795
		3 職員手当 △483
4 共 済 費	△110	人事異動等 △483

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	(6 介護保険事業費)								
	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	712,461	△3,475	708,986	0	0	0	0	△3,475
					0	0	0	0	△3,475
2	児 童 福 祉 費	7,888,505	22,071	7,910,576	0	0	0	0	22,071
	1 児童福祉総務費	617,055	15,217	632,272	0	0	0	0	15,217
					0	0	0	0	15,217
	4 児 童 館 費	70,157	6,854	77,011	0	0	0	0	6,854
					0	0	0	0	6,854
3	生 活 保 護 費	2,463,478	1,354	2,464,832	0	0	0	0	1,354
	1 生活保護総務費	222,146	1,354	223,500	0	0	0	0	1,354
					0	0	0	0	1,354

節		説 明
区 分	金 額	
		4 共済費 △110 人事異動等 △110
2 給 料	△1,974	1 人件費 (人事課) △3,475 2 給料 △1,974 人事異動等 △1,974
3 職 員 手 当	△917	3 職員手当 △917 人事異動等 △917
4 共 済 費	△584	4 共済費 △584 人事異動等 △584
2 給 料	4,562	1 人件費 (人事課) 15,217 2 給料 4,562 人事異動等 4,562
3 職 員 手 当	7,109	3 職員手当 7,109 人事異動等 7,109
4 共 済 費	3,546	4 共済費 3,546 人事異動等 3,546
2 給 料	4,674	1 人件費 (人事課) 6,854 2 給料 4,674 人事異動等 4,674
3 職 員 手 当	1,072	3 職員手当 1,072 人事異動等 1,072
4 共 済 費	1,108	4 共済費 1,108 人事異動等 1,108
2 給 料	△120	1 人件費 (人事課) 1,354 2 給料 △120 人事異動等 △120
3 職 員 手 当	1,171	3 職員手当 1,171 人事異動等 △120

第8款 土木費 (補正額 47,450 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	518,772	△14,611	504,161	0	0	0	0	△14,611
	1 土 木 総 務 費	311,015	△14,611	296,404	0	0	0	0	△14,611
					0	0	0	0	△14,611
2	道 路 橋 梁 費	1,473,206	9,946	1,483,152	0	0	0	0	9,946
	2 道 路 維 持 費	141,794	9,946	151,740	0	0	0	0	9,946
					0	0	0	0	1,953
					0	0	0	0	7,993
4	都 市 計 画 費	2,008,462	52,115	2,060,577	0	0	0	0	52,115
	1 都 市 計 画 総 務 費	114,607	731	115,338	0	0	0	0	731
					0	0	0	0	731
	2 土 地 区 画 整 理 費	1,137,017	44,929	1,181,946	0	0	0	0	44,929
					0	0	0	0	44,929
	3 公 園 費	373,551	3,890	377,441	0	0	0	0	3,890

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
2	給 料	△9,301	1 人件費 (人事課) △14,611
			2 給料 △9,301
3	職 員 手 当	△3,739	人事異動等 △9,301
			3 職員手当 △3,739
4	共 済 費	△1,571	人事異動等 △3,739
			4 共済費 △1,571
			人事異動等 △1,571
13	委 託 料	9,946	1 道路維持補修等経費 (管理課) 1,953
			13 委託料 1,953
			道路清掃等業務委託 1,953
			2 街路樹等維持管理経費 (管理課) 7,993
			13 委託料 7,993
			街路樹剪定及び草刈等業務委託 7,993
2	給 料	△111	1 人件費 (人事課) 731
			2 給料 △111
3	職 員 手 当	630	人事異動等 △111
			3 職員手当 630
4	共 済 費	212	人事異動等 630
			4 共済費 212
			人事異動等 212
28	繰 出 金	44,929	1 土地区画整理事業特別会計繰出金 (区画整理課) 44,929
			28 繰出金 44,929
			土地区画整理事業特別会計繰出金 44,929

第10款 教育費 (補正額 8,886 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	教育総務費	384,349	3,814	388,163	0	0	0	0	3,814
	2 事務局費	206,062	3,814	209,876	0	0	0	0	3,814
					0	0	0	0	3,814
2	小学校費	1,199,785	160	1,199,945	0	0	0	0	160
	1 学校管理費	496,408	160	496,568	0	0	0	0	160
					0	0	0	0	160
3	中学校費	1,907,965	202	1,908,167	0	0	0	0	202
	1 学校管理費	1,516,657	202	1,516,859	0	0	0	0	202
					0	0	0	0	202
5	社会教育費	1,049,651	5,074	1,054,725	0	0	0	0	5,074
	1 社会教育総務費	300,720	△2,626	298,094	0	0	0	0	△2,626
					0	0	0	0	△2,626

区 分	金 額	説 明	
		内訳	金額
2 給料	1,903	1 人件費 (人事課)	3,814
		2 給料	1,903
3 職員手当	1,013	人事異動等	1,903
		3 職員手当	1,013
4 共済費	898	人事異動等	1,013
		4 共済費	898
		人事異動等	898
3 職員手当	99	1 人件費 (人事課)	160
		3 職員手当	99
4 共済費	61	給与改定等	99
		4 共済費	61
		給与改定等	61
2 給料	3	1 人件費 (人事課)	202
		2 給料	3
3 職員手当	117	人事異動等	3
		3 職員手当	117
4 共済費	82	人事異動等	117
		4 共済費	82
		人事異動等	82
2 給料	△2,446	1 人件費 (人事課)	△2,626
		2 給料	△2,446
3 職員手当	105	人事異動等	△2,446
		3 職員手当	105
4 共済費	△285	人事異動等	105
		4 共済費	△285

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
5	(1 社会教育総務費)								
	3 公 民 館 費	111,691	7,700	119,391	0	0	0	0	7,700
					0	0	0	0	7,700
6	保 健 体 育 費	1,338,564	△364	1,338,200	0	0	0	0	△364
	3 学 校 給 食 費	314,980	△364	314,616	0	0	0	0	△364
					0	0	0	0	△364
	計	6,135,472	8,886	6,144,358	0	0	0	0	8,886

節		区 分	金 額	説 明	
区 分	金 額				
				人事異動等	△285
15	工 事 請 負 費		7,700	2 文化センター管理運営費（建築保全課）	7,700
				15工事請負費	7,700
				文化センター空調設備改修工事	
2	給 料		△991	1 人件費（人事課）	△364
				2 給料	△991
3	職 員 手 当		389	人事異動等	△991
				3 職員手当	389
4	共 済 費		238	人事異動等	389
				4 共済費	238
				人事異動等	238
第10款 教 育 費					

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等 3	—	24,139	9,015 (4.20月分)	0	33,154	5,247	38,401	
補 正 前	長 等 3	—	24,139	10,363 (4.20月分)	0	34,502	5,331	39,833	
比 較	長 等 0	—	0	△ 1,348	0	△ 1,348	△ 84	△ 1,432	

給 与 費

2 一般職

(1) 総括

区 分	(再任用) 職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	費 計
補 正 後	(30) 515	1,937,251	1,586,627	3,523,878
補 正 前	(30) 520	1,963,548	1,581,218	3,544,766
比 較	(0) △5	△26,297	5,409	△20,888

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	46,349	305,689	56,431	39,459	6,541	137,883
	補 正 前	45,252	309,486	56,581	37,874	6,541	137,883
	比 較	1,097	△3,797	△150	1,585	0	0

注 再任用人数は外数であり、この表の職員数には含まれません。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	△26,297	その他の減分	△ 26,297	育休取得等による減分 △ 18,179
				新陳代謝等による減分 △ 8,118
職 員 手 当	5,409	給与改定に伴う増分	19,541	給与改定に伴う増分 19,541
				その他の減分 △ 14,132
				育休取得等による減分 △ 9,344
				新陳代謝等による減分 △ 4,788

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
693,807	4,217,685	
692,739	4,237,505	
1,068	△19,820	

夜間勤務手当	宿日直手当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	義務教育等教員特別手当
3,434	0	897,052	17,657	33,310	240	42,395	187
3,434	0	888,235	19,800	33,310	240	42,395	187
0	0	8,817	△2,143	0	0	0	0

(単位 千円)

備	考
勤勉手当	支給率の増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行政職 (一)	行政職 (二)
平成30年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	308,877	331,069
	平均給与月額 (円)	408,008	402,697
	平均年齢	40歳9月	54歳8月
平成29年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	306,563	334,540
	平均給与月額 (円)	401,289	408,017
	平均年齢	40歳4月	54歳6月

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後	182,700	—	185,200	—
	改正前	182,700	—	183,700	—
Ⅱ類	改正後	156,100	—	180,700	—
	改正前	156,100	—	179,200	—
Ⅲ類	改正後	144,600	142,000	148,600	146,000
	改正前	144,600	142,000	147,100	144,500

ウ 級別職員数

区 分	行政職 (一)			行政職 (二)		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年11月1日 現在	5級	11	3.0	—	—	—
	4級	40	10.8	4級	0	0
	3級	83	22.4	3級	3	23.1
	2級	55	14.8	2級	7	53.8
	1級	182	49.0	1級	3	23.1
	計	371	100.0	計	13	100.0
平成29年11月1日 現在	5級	11	3.0	—	—	—
	4級	39	10.5	4級	1	6.6
	3級	83	22.4	3級	4	26.7
	2級	56	15.2	2級	7	46.7
	1級	181	48.9	1級	3	20.0
	計	370	100.0	計	15	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区分	合計	代表的な職種			
		行政職(一)	行政職(二)		
本年度	職員数 (A) (人)	519	373	13	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	455	321	7	
	号給数別内訳	1号給 (人)	23	16	2
		2号給 (人)	4	2	0
		3号給 (人)	3	3	0
		4号給 (人)	296	206	1
		5号給 (人)	118	87	4
	6号給 (人)	11	7	0	
比率 (B) / (A) (%)	87.7	86.1	53.8		
前年度	職員数 (A) (人)	517	373	15	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	454	332	12	
	号給数別内訳	1号給 (人)	15	8	6
		2号給 (人)	7	7	0
		3号給 (人)	4	4	0
		4号給 (人)	292	214	3
		5号給 (人)	121	87	3
	6号給 (人)	15	12	0	
比率 (B) / (A) (%)	87.8	89.0	80.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	(1.10) 2.15	(1.30) 2.45	(2.40) 4.60	有	—
	改正前	(1.10) 2.15	(1.25) 2.35	(2.35) 4.50		
国	改正後	(1.075) 2.125	(1.25) 2.325	(2.325) 4.45	有	—
	改正前	(1.075) 2.125	(1.225) 2.275	(2.30) 4.40		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成30年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（平成30年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	544
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		消防職	行政職(一)
給料総額に対する 比率 (%)	0.34	0.33	0.01
支給対象職員の比率(%) (平成30年11月1日現在)	22.61	20.22	2.39
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額の多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当 (平成 30 年 11 月 1 日現在)

(単位 円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																				
扶養手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="552 452 1404 1032"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 452 1002 510">扶養等による区分</th> <th data-bbox="1002 452 1203 510">市の場合</th> <th data-bbox="1203 452 1404 510">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 510 1002 629">配 偶 者</td> <td data-bbox="1002 510 1203 629">6,000 (課長職 3,000)</td> <td data-bbox="1203 510 1404 629">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 629 1002 739">欠 配 第 一 子</td> <td data-bbox="1002 629 1203 739">廃止 (子に統合)</td> <td data-bbox="1203 629 1404 739">廃止 (子に統合)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 739 1002 815">子</td> <td data-bbox="1002 739 1203 815">9,000</td> <td data-bbox="1203 739 1404 815">10,000</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 815 1002 925">父 母 等</td> <td data-bbox="1002 815 1203 925">6,000 (課長職 3,000)</td> <td data-bbox="1203 815 1404 925">6,500</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 925 1002 1032">満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額</td> <td data-bbox="1002 925 1203 1032">4,000</td> <td data-bbox="1203 925 1404 1032">5,000</td> </tr> </tbody> </table>			扶養等による区分	市の場合	国の場合	配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500	欠 配 第 一 子	廃止 (子に統合)	廃止 (子に統合)	子	9,000	10,000	父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500	満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000
扶養等による区分	市の場合	国の場合																				
配 偶 者	6,000 (課長職 3,000)	6,500																				
欠 配 第 一 子	廃止 (子に統合)	廃止 (子に統合)																				
子	9,000	10,000																				
父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500																				
満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人当たりの加算額	4,000	5,000																				
住居手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="552 1128 1404 1559"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="552 1128 842 1182">市の場合</th> <th data-bbox="842 1128 1005 1182">15,000</th> <th data-bbox="1005 1128 1404 1182">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 1182 842 1559">当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td> <td data-bbox="842 1182 1005 1559">15,000</td> <td data-bbox="1005 1182 1404 1559">借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 27,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合		15,000	国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 27,000											
市の場合		15,000	国の場合																			
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 27,000																				
通勤手当	異なる	改定なし <table border="1" data-bbox="552 1697 1404 1917"> <thead> <tr> <th data-bbox="552 1697 979 1756">市の場合</th> <th data-bbox="979 1697 1404 1756">国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="552 1756 979 1917">交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給</td> <td data-bbox="979 1756 1404 1917">交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000</td> </tr> </tbody> </table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000														
市の場合	国の場合																					
交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給	交通機関利用者運賃相当額 (6 か月定期券等) を支給 月額支給限度額 55,000																					

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

(追加)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
観光発信拠点 管理運営事業	経済観光課	53,298 施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。		
稲城市立公園 管理運営事業	土木課	1,593,851 施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。		
矢野ロコミュニティ防災セン ター管理運営事業	防災課	4,105 施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。		
坂浜コミュニティ防災センター 管理運営事業	防災課	5,615 施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。		
百村コミュニティ防災センター 管理運営事業	防災課	6,305 施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。		
長峰コミュニティ防災センター 管理運営事業	防災課	9,160 施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。		
文化センター空調設備改修工事	建築保全課	11,734		
稲城市立公園内体育施設 管理運営事業	体育課	736,664 施設等の維持管理又は運 営に係る経費が、物価変 動等に伴い変更された場 合は、変更前の経費と変 更後の経費との差を加え た額とする。		

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額
 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書 の 追 加

(単位 千円)

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
平成30年度から 平成33年度まで	53,298				53,298
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成30年度から 平成35年度まで	1,593,851				1,593,851
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成30年度から 平成35年度まで	4,105				4,105
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成30年度から 平成35年度まで	5,615				5,615
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成30年度から 平成35年度まで	6,305				6,305
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成30年度から 平成35年度まで	9,160				9,160
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
平成30年度から 平成31年度まで	11,734		8,800		2,934
平成30年度から 平成35年度まで	736,664				736,664
	施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
2 その他					
補正前	10,573,026	10,384,260	713,098	825,513	10,271,845
補正額			135,808		135,808
計	10,573,026	10,384,260	848,906	825,513	10,407,653
(3) 臨時財政対策債					
補正前	10,042,930	9,980,377	713,098	725,370	9,968,105
補正額			135,808		135,808
計	10,042,930	9,980,377	848,906	725,370	10,103,913
合 計					
補正前	23,616,814	23,083,995	3,022,898	1,910,145	24,196,748
補正額			135,808		135,808
計	23,616,814	23,083,995	3,158,706	1,910,145	24,332,556

第64号議案

平 成 30 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成 30 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 142,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,948,968千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,008,586	142,296	1,150,882
	1 他会計繰入金	1,008,585	142,296	1,150,881
歳入合計		7,806,672	142,296	7,948,968

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		21,500	142,296	163,796
	1 償還金及び還付加算金	21,500	142,296	163,796
歳出合計		7,806,672	142,296	7,948,968

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第7款 繰入金 (補正額 142,296 千円)

(単位: 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,008,585	142,296	1,150,881		
	1 一般会計繰入金	1,008,585	142,296	1,150,881		
					1 一般繰入金	142,296
	計	1,008,586	142,296	1,150,882		

説 明		
(保険年金課)		142,296
一般繰入金		142,296

第7款 繰入金 金

第65号議案

平成 30 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,929千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,467,354千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,137,017	44,929	1,181,946
	1 他会計繰入金	1,137,017	44,929	1,181,946
歳入合計		1,422,425	44,929	1,467,354

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		129,746	1,122	130,868
	1 総務管理費	129,746	1,122	130,868
2 事業費		1,292,378	43,807	1,336,185
	1 事業費	1,292,378	43,807	1,336,185
歳出合計		1,422,425	44,929	1,467,354

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第4款 繰入金 (補正額 44,929 千円)

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	1,137,017	44,929	1,181,946		
	1 一般会計繰入金	1,137,017	44,929	1,181,946		
					1 一般会計繰入金	44,929
	計	1,137,017	44,929	1,181,946		

説 明		
(区画整理課)		44,929
一般会計繰入金		44,929

第4款 繰入金

給 与 費

一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費		
		給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	15	55,741	44,907	100,648
補 正 前	16	56,184	43,928	100,112
比 較	△1	△443	979	536

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	921	8,895	2,062	799	0	3,329
	補 正 前	1,590	8,895	1,762	654	0	3,329
	比 較	△669	0	300	145	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	
給 料	△443	その他の増減分	△ 443	職員配置による減分	△ 2,908
				新陳代謝等による増分	2,465
職 員 手 当	979	給与改定に伴う増分	558	給与改定に伴う増分	558
				その他の増減分	421
				新陳代謝等による増分	2,749

明 細 書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考
20,078	120,726	
19,492	119,604	
586	1,122	

夜間勤務手当	宿日直手当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当
0	0	27,006	800	1,095	0	0
0	0	25,343	1,260	1,095	0	0
0	0	1,663	△460	0	0	0

(単位 千円)

備	考
勤勉手当	支給率の増

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区		分	行政職 (一)	行政職 (二)
平成30年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	310,947	—
		平均給与月額 (円)	408,219	—
		平均年齢	40歳10月	—
平成29年11月1日 現在		平均給料月額 (円)	296,044	—
		平均給与月額 (円)	383,126	—
		平均年齢	38歳2月	—

イ 初任給

(単位 円)

区		分	行政職 (一)	行政職 (二)	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
Ⅰ類	改正後		182,700	—	185,200	—
	改正前		182,700	—	183,700	—
Ⅱ類	改正後		156,100	—	180,700	—
	改正前		156,100	—	179,200	—
Ⅲ類	改正後		144,600	142,000	148,600	146,000
	改正前		144,600	142,000	147,100	144,500

ウ 級別職員数

区		行政職 (一)			行政職 (二)			
		分	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年11月1日 現在			5級	0	0.0	—	—	—
			4級	2	13.3	4級	0	—
			3級	3	20.0	3級	0	—
			2級	4	26.7	2級	0	—
			1級	6	40.0	1級	0	—
			計	15	100.0	計	0	—
平成29年11月1日 現在			5級	0	0.0	—	—	—
			4級	2	12.5	4級	0	—
			3級	3	18.75	3級	0	—
			2級	3	18.75	2級	0	—
			1級	8	50.0	1級	0	—
			計	16	100.0	計	0	—

(級別の標準的な職務内容)

区分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長 ・課長 ・主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	14	14	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	3	3	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	9	9	0
		5号給 (人)	1	1	0
	6号給 (人)	1	1	0	
比 率 (B) / (A) (%)	93.3	93.3	—		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	15	15	0	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	13	13	0	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1	1	0
		2号給 (人)	0	0	0
		3号給 (人)	0	0	0
		4号給 (人)	9	9	0
		5号給 (人)	2	2	0
	6号給 (人)	1	1	0	
比 率 (B) / (A) (%)	86.7	86.7	—		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考	
	6月 (月分)	12月 (月分)				
市	改正後	2.15	2.45	4.60	有	—
	改正前	2.15	2.35			
国	改正後	2.125	2.325	4.45	有	—
	改正前	2.125	2.275			

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当（平成30年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（平成30年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	15.0
支給対象職員数 (人)	15
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	15.0

ク その他の手当（平成30年11月1日現在）

(単位 円)

区分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容		
扶養手当	異なる	改定なし		
		扶養等による区分	市の場合	国の場合
		配偶者	6,000 (課長職3,000)	6,500
		欠配第一子	廃止 (子に統合)	廃止 (子に統合)
		子	9,000	10,000
		父母等	6,000 (課長職3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。) </td> <td> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)
市の場合	国の場合				
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 27,000				
通勤手当	異なる	改定なし			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>市の場合</th> <th>国の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 </td> <td> 交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000 </td> </tr> </tbody> </table>	市の場合	国の場合	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給
市の場合	国の場合				
交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給	交通機関利用者運賃相当額(6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 55,000				

第66号議案

平 成 30 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成 30 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,999,244千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		383,287	2,565	385,852
	1 他会計繰入金	383,287	2,565	385,852
歳入合計		1,996,679	2,565	1,999,244

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		661,898	2,565	664,463
	1 総務管理費	661,898	2,565	664,463
歳出合計		1,996,679	2,565	1,999,244

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第5款 繰入金 (補正額 2,565 千円)

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他会計繰入金	383,287	2,565	385,852		
	1 一般会計繰入金	383,287	2,565	385,852		
					1 一般会計繰入金	2,565
	計	383,287	2,565	385,852		

説 明		
(下水道課)		2,565
一般会計繰入金		2,565

第5款 繰入金 金

第67号議案

平 成 30 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成 30 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,566,306千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 収 入		158	250	408
	4 雑 入	8	250	258
歳 入 合 計		1,566,056	250	1,566,306

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		25,010	250	25,260
	1 償還金及び還付加算金	659	250	909
歳 出 合 計		1,566,056	250	1,566,306

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 7 款 諸 収 入 (補正額 250 千円)

(単位：千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑 入	8	250	258		
	1 雑 入	8	250	258		
					1 雑 入	250
	計	158	250	408		

説 明	
(保険年金課)	250
平成 2 9 年度葬祭費負担金精算分	250

第 7 款 諸 収 入

第68号議案

東京都三市収益事業組合格約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

東京都三市収益事業組合に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項の財務規定等を適用するため、同条第3項の規定により東京都三市収益事業組合格約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、本案を提出する。

東京都三市収益事業組合理約の一部を変更する規約

東京都三市収益事業組合理約（昭和48年2月22日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第9条第2項中「、会計管理者」を削る。

第13条の次に次の1条を加える。

（地方公営企業法の財務規定等の適用）

第14条 この組合に、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、同法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

第69号議案

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）請負契約

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）請負契約

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（建築）
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 1,279,800,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市平尾一丁目50番地の20
名 称 大石建設株式会社
代表者 代表取締役社長 大石 行伸

第70号議案

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）請負契約

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）請負契約

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（電気）
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 281,880,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都港区浜松町一丁目18番16号
名称 四電工・北山建設共同企業体
代表者 株式会社四電工 東京本部 常務執行役員本部長 秋
月 伸夫

第71号議案

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）請負契約

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）請負契約

稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転工事（機械）
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 951,480,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都立川市柴崎町三丁目5番1号
名 称 ヤマト・タルヤ建設共同企業体
代表者 株式会社ヤマト 多摩営業所 所長 矢野 祥教

第72号議案

稲城市道路線の廃止について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・29路線）

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・29路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道1052号線	平尾1335番5地先	平尾1323番1地先
2	市道1053号線	平尾1319番1地先	平尾1320番2地先
3	市道1054号線	平尾1323番3地先	平尾1325番地先
4	市道1055号線	平尾1127番1地先	平尾1173番1地先
5	市道1056号線	平尾1333番地先	平尾1332番地先
6	市道1057号線	平尾1392番イ地先	平尾1295番地先
7	市道1059号線	平尾1042番1地先	平尾1045番イ地先
8	市道1061号線	平尾1053番地先	平尾1051番地先
9	市道1065号線	平尾1058番1地先	平尾1127番1地先
10	市道1066号線	平尾1050番地先	平尾1085番口地先
11	市道1067号線	平尾1086番2地先	平尾1087番1地先
12	市道1068号線	平尾1078番地先	平尾1084番地先
13	市道1069号線	平尾1070番地先	平尾1127番2地先
14	市道1070号線	平尾1123番地先	平尾1146番地先
15	市道1071号線	平尾1089番地先	平尾1106番イ地先
16	市道1072号線	平尾1088番地先	平尾1088番地先
17	市道1073号線	平尾1178番口地先	平尾1207番地先
18	市道1074号線	平尾1156番地先	平尾1157番イ地先
19	市道1075号線	平尾1157番イ地先	平尾1158番地先
20	市道1077号線	平尾1271番1地先	平尾1276番地先

21	市道1078号線	平尾1171番 2 地先	平尾1173番 3 地先
22	市道1079号線	平尾1174番地先	平尾1197番 2 地先
23	市道1083号線	平尾1185番地先	平尾1148番地先
24	市道1085号線	平尾1170番地先	平尾1160番 1 地先
25	市道1303号線	平尾1259番 1 地先	平尾1258番 1 地先
26	市道平尾1305号線	平尾1259番 2 地先	平尾1281番13地先
27	市道平尾1309号線	平尾1281番 1 地先	平尾1340番地先
28	市道平尾1730号線	平尾1281番 1 地先	平尾1339番 2 地先
29	市道平尾1731号線	平尾1281番13地先	平尾1281番15地先

第73号議案

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・17路線）

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城上平尾土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城上平尾土地区画整理事業関係・17路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線として認定する。

整理番号	路線名	起 点	終 点
1	市道平尾2091号線	平尾1045番1地先	平尾1045番1地先
2	市道平尾2092号線	平尾1045番1地先	平尾1086番1地先
3	市道平尾2093号線	平尾1054番4地先	平尾1053番1地先
4	市道平尾2094号線	平尾1053番1地先	平尾1072番6地先
5	市道平尾2095号線	平尾1058番1地先	平尾1087番2地先
6	市道平尾2096号線	平尾1087番1地先	平尾1059番地先
7	市道平尾2097号線	平尾1080番地先	平尾1078番地先
8	市道平尾2098号線	平尾1032番1地先	平尾1113番地先
9	市道平尾2099号線	平尾1185番1地先	平尾1182番地先
10	市道平尾2100号線	平尾1181番3地先	平尾1177番10地先
11	市道平尾2101号線	平尾1177番6地先	平尾1175番1地先
12	市道平尾2102号線	平尾1186番1地先	平尾1175番1地先
13	市道平尾2103号線	平尾1175番1地先	平尾1174番地先
14	市道平尾2104号線	平尾1270番地先	平尾1174番地先
15	市道平尾2105号線	平尾1137番地先	平尾1144番3地先
16	市道平尾2106号線	平尾1320番1地先	平尾1320番1地先
17	市道平尾2107号線	平尾1149番地先	平尾1148番地先

第74号議案

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第8条の規定により、本案を提出する。

いなぎ発信基地ペアテラスの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びいなぎ発信基地ペアテラス条例（平成27年稲城市条例第22号）第5条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称 いなぎ発信基地ペアテラス

所在地 東京都稲城市東長沼516番地の2

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 一般社団法人稲城市観光協会

代表者 代表理事 鮫島 卓

所在地 東京都稲城市東長沼2111番地

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

第75号議案

稲城市立公園の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市立公園の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第21条の規定により、本案を提出する。

稲城市立公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第17条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

番号	名称	所在地
1	稲城中央公園	東京都稲城市長峰一丁目1番地
2	城山公園	東京都稲城市向陽台四丁目6番地
3	若葉台公園	東京都稲城市若葉台一丁目19番地の1
4	大丸公園	東京都稲城市大丸1097番地
5	上谷戸緑地	東京都稲城市若葉台一丁目26番地の1
6	東長沼七曲見晴児童公園	東京都稲城市東長沼3116番地
7	堅谷戸緑地	東京都稲城市百村2131番地の3
8	みはらし緑地	東京都稲城市若葉台四丁目27番地
9	2-W緑地	東京都稲城市長峰一丁目5番地
10	平尾近隣公園	東京都稲城市平尾三丁目7番地の20
11	大丸第二公園	東京都稲城市大丸3111番地の1
12	平尾入定塚児童公園	東京都稲城市平尾二丁目79番地の21
13	小沢峰児童公園	東京都稲城市矢野口4020番地
14	平尾丸山児童公園	東京都稲城市平尾一丁目25番地の4
15	吉方公園	東京都稲城市東長沼1728番地
16	百村神化児童公園	東京都稲城市百村1609番地の1
17	百村入谷戸児童公園	東京都稲城市百村1618番地
18	平尾夫婦坂児童公園	東京都稲城市平尾一丁目4番地の2
19	平尾平和児童公園	東京都稲城市平尾一丁目10番地の4
20	平尾児童公園	東京都稲城市平尾一丁目37番地の6
21	平尾山王橋児童公園	東京都稲城市平尾一丁目16番地の7

22	松葉公園	東京都稲城市矢野口1884番地
23	平尾谷戸公園	東京都稲城市平尾二丁目93番地の4
24	山崎公園	東京都稲城市大丸694番地の1
25	東方公園	東京都稲城市大丸66番地の6
26	押立カワマ堀公園	東京都稲城市押立125番地
27	多摩川緑地公園	東京都稲城市矢野口3750番地先
28	稲城北緑地公園	東京都稲城市東長沼2996番地のイ
29	大丸親水公園	東京都稲城市大丸216番地
30	平尾入定塚緑地	東京都稲城市平尾二丁目77番地の3
31	上谷戸親水公園の一部	東京都稲城市若葉台一丁目2番地の21
32	押立児童公園	東京都稲城市押立1698番地
33	矢野口中島児童公園	東京都稲城市矢野口3754番地の2
34	大丸河原方児童公園	東京都稲城市大丸3119番地の1
35	大丸弁天児童公園	東京都稲城市大丸535番地の5
36	平尾向山児童公園	東京都稲城市平尾二丁目60番地の12
37	矢野口三谷児童公園	東京都稲城市矢野口153番地の9
38	矢野口根方児童公園	東京都稲城市矢野口2600番地の3
39	矢野口中藤児童公園	東京都稲城市矢野口29番地の19
40	大丸天神山下児童公園	東京都稲城市大丸704番地の19
41	下平尾児童公園	東京都稲城市平尾二丁目15番地の2
42	大丸大堀児童公園	東京都稲城市大丸795番地の1
43	矢野口上宿児童公園	東京都稲城市矢野口967番地の7
44	押立中関児童公園	東京都稲城市押立827番地
45	矢野口西中島児童公園	東京都稲城市矢野口22番地の7
46	東長沼新町児童公園	東京都稲城市東長沼236番地の4
47	うまさん公園	東京都稲城市向陽台三丁目10番地
48	うしさん公園	東京都稲城市向陽台五丁目2番地
49	かめさん公園	東京都稲城市向陽台五丁目7番地
50	うさぎさん公園	東京都稲城市向陽台六丁目6番地

51	淡雪公園	東京都稲城市東長沼1705番地
52	釜池公園	東京都稲城市東長沼1718番地
53	幸方公園	東京都稲城市東長沼1739番地
54	本郷公園	東京都稲城市東長沼2129番地
55	亀山下公園	東京都稲城市東長沼2115番地の1
56	奚疑公園	東京都稲城市東長沼2104番地
57	水車橋公園	東京都稲城市東長沼2113番地の1
58	河原方第二公園	東京都稲城市大丸508番地
59	東長沼西部公園	東京都稲城市東長沼132番地の18
60	稲城大橋ふれあい公園	東京都稲城市押立623番地
61	風の広場公園	東京都稲城市長峰三丁目4番地
62	光の広場公園	東京都稲城市長峰三丁目6番地
63	空の広場公園	東京都稲城市長峰二丁目8番地
64	やまざくら公園	東京都稲城市若葉台四丁目36番地
65	とりさん公園	東京都稲城市向陽台一丁目21番地の1
66	卵の広場公園	東京都稲城市百村2117番地の9
67	東長沼西部第二公園	東京都稲城市東長沼152番地
68	ときの広場	東京都稲城市百村2112番地の1
69	ひつじさん公園	東京都稲城市向陽台六丁目14番地
70	菅堀中公園	東京都稲城市東長沼345番地
71	大丸谷山公園	東京都稲城市大丸832番地
72	松の台広場	東京都稲城市百村210番地の11
73	けやき公園	東京都稲城市若葉台三丁目2番地
74	こぶし公園	東京都稲城市若葉台二丁目21番地
75	天神山東公園	東京都稲城市百村600番地の2
76	下谷公園	東京都稲城市平尾二丁目58番地の1
77	ランド坂公園	東京都稲城市矢野口3203番地の6
78	さくら公園	東京都稲城市矢野口1915番地の1
79	えのき公園	東京都稲城市若葉台一丁目72番地

80	三沢川親水公園	東京都稲城市矢野口1653番地の4先
81	矢野口宿三谷児童公園	東京都稲城市矢野口835番地の2
82	大丸自然公園	東京都稲城市大丸1962番地の1
83	砂見公園	東京都稲城市矢野口2284番地の17
84	段木場公園	東京都稲城市平尾1046番地の5
85	もぐらさん公園	東京都稲城市向陽台二丁目4番地の73
86	平尾やまぼうし公園	東京都稲城市平尾二丁目13番地の26
87	押立堀公園	東京都稲城市押立1107番地先
88	押立三角ちびっ子広場	東京都稲城市押立1744番地の3
89	下平尾谷戸公園	東京都稲城市平尾二丁目12番地の23
90	下塚戸ちびっ子広場	東京都稲城市矢野口533番地
91	白道ちびっ子広場	東京都稲城市百村128番地
92	下新田児童公園	東京都稲城市東長沼1342番地の15
93	ふれあいちびっ子広場	東京都稲城市矢野口2659番地
94	三反田湧水公園	東京都稲城市平尾1184番地
95	寺谷津公園	東京都稲城市平尾1281番地の13
96	木詰台公園	東京都稲城市百村603番地の7
97	八季の緑地	東京都稲城市百村2102番地の11
98	竪神社公園	東京都稲城市百村2129番地の31
99	2-L緑地	東京都稲城市長峰二丁目7番地の5
100	堂ヶ谷戸緑地	東京都稲城市長峰二丁目34番地
101	2-U緑地	東京都稲城市長峰三丁目16番地
102	天神山緑地	東京都稲城市向陽台一丁目22番地
103	2-G緑地	東京都稲城市百村2104番地の15
104	谷山緑地	東京都稲城市向陽台六丁目24番地の1
105	2-K緑地	東京都稲城市長峰一丁目4番地
106	四ツ尾沢緑地	東京都稲城市若葉台三丁目4番地
107	平尾南緑地-1	東京都稲城市平尾二丁目101番地の12
108	平尾南緑地-2	東京都稲城市平尾二丁目100番地の1

109	1 - G 緑地	東京都稲城市向陽台四丁目12番地の1
110	1 - J 緑地	東京都稲城市向陽台一丁目23番地
111	2 - I 緑地	東京都稲城市長峰三丁目14番地
112	3 - O 緑地	東京都稲城市若葉台一丁目71番地
113	1 - H 緑地	東京都稲城市大丸1125番地の36
114	1 - B 緑地	東京都稲城市大丸1971番地の22
115	1 - I 緑地	東京都稲城市向陽台一丁目41番地
116	城山下公園	東京都稲城市大丸3059番地
117	1 - M 緑地	東京都稲城市向陽台一丁目42番地
118	平尾外周緑地	東京都稲城市平尾二丁目85番地の32
119	アルボの丘北側緑地	東京都稲城市向陽台六丁目116番地
120	押立アカシア林散策緑地	東京都稲城市押立1777番地先
121	漆原緑地	東京都稲城市百村154番地
122	矢野口第1緑地	東京都稲城市矢野口3750番地
123	矢野口九段高校横苗圃	東京都稲城市矢野口3750番地の40
124	大丸公園駐車場通路	東京都稲城市大丸1125番地の22
125	三沢川矢野口親水公園	東京都稲城市矢野口1948番地先
126	3 - P 緑地	東京都稲城市若葉台一丁目33番地の1
127	きづめ広場	東京都稲城市百村526番地の5
128	柿の木ちびっ子広場	東京都稲城市矢野口2957番地の1
129	とんぼ池ちびっ子広場	東京都稲城市押立1279番地の2
130	坂浜天満神社ちびっ子広場	東京都稲城市坂浜967番地の1
131	坂浜中央ちびっ子広場	東京都稲城市坂浜2924番地
132	なかよしちびっ子広場	東京都稲城市平尾二丁目4番地の2
133	於部屋八幡宮遊び場	東京都稲城市若葉台一丁目36番地

備考 この表に掲げるもののほか、指定の期間が終了する日までに稲城市立公園条例第2条第1項の規定に基づき設置した稲城市立公園について市長が必要と認めるときは、当該公園の管理も行わせるものとする。

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

代表者 代表理事 石田 光広

所在地 東京都稲城市長峰一丁目1番地

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第76号議案

稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日付
けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例（平成25年
稲城市条例第12号）第20条の規定により、本案を提出する。

稲城市立公園に設置する体育施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第16条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名称	所在地
稲城中央公園総合体育館	東京都稲城市長峰一丁目1番地
稲城中央公園総合グラウンド	東京都稲城市長峰一丁目1番地
稲城中央公園野球場	東京都稲城市向陽台四丁目1番地の1
多摩川緑地公園野球場	東京都稲城市矢野口3750番地先
多摩川緑地公園ソフトボール場	東京都稲城市矢野口3750番地先
多摩川緑地公園多目的広場	東京都稲城市矢野口3750番地先
多摩川緑地公園ゲートボール場	東京都稲城市矢野口3750番地先
稲城北緑地公園テニスコート	東京都稲城市東長沼2997番地先
大丸公園テニスコート	東京都稲城市大丸1097番地
城山公園テニスコート	東京都稲城市向陽台四丁目6番地
若葉台公園テニスコート	東京都稲城市若葉台一丁目19番地の1
若葉台公園多目的広場	東京都稲城市若葉台一丁目24番地の1
大丸第2公園プール	東京都稲城市大丸3111番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団

代表者 代表理事 石田 光広

所在地 東京都稲城市長峰一丁目1番地

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第77号議案

稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成30年11月28日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日付
けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市コミュニティ防災センタ
ーの設置及び管理に関する条例（昭和57年稲城市条例第9号）第8条の規定により、
本案を提出する。

稲城市コミュニティ防災センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例（昭和57年稲城市条例第9号）第4条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び所在地

名称	所在地
矢野口コミュニティ防災センター	東京都稲城市矢野口2271番地の1
坂浜コミュニティ防災センター	東京都稲城市坂浜974番地
百村コミュニティ防災センター	東京都稲城市百村2017番地
長峰コミュニティ防災センター	東京都稲城市長峰二丁目31番1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

管理を行わせる公の施設	指定管理者の名称、代表者及び所在地
矢野口コミュニティ防災センター	矢野口自治会 自治会長 城所 真人 東京都稲城市矢野口1604番地
坂浜コミュニティ防災センター	坂浜自治会 自治会長 榎本 勝美 東京都稲城市坂浜436番地
百村コミュニティ防災センター	百村自治会 自治会長 小池 喜一郎 東京都稲城市百村1138番地
長峰コミュニティ防災センター	長峰連合会 連合会長 前川 大 東京都稲城市長峰1丁目2番地の96

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで